

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則	〇福島県農業改良資金貸付規則を廃止する規則	五六	〇特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	五七
告 示	〇土地改良区の定款の変更を認可した件	五六	〇土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	五七
公 告	〇道路の供用を開始する件二件	五六	〇都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	五七
			福島県教育委員会	
			〇地方公務員法により処分した件	五七
			福島県漁業調整委員会	
			〇はえなわ漁業について指示する件	五八
			〇漁業法により指示する件	五八

規 則

福島県農業改良資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第五十二号

福島県農業改良資金貸付規則を廃止する規則

福島県農業改良資金貸付規則(昭和六十年福島県規則第四十三号)は、廃止する。

附 則

1 この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に貸し付けられている農業改良資金(廃止前の福島県農業改良資金貸付規則(以下「旧規則」という。)第一条に規定する農業改良資金をいう。以下同じ。)及びこの規則の施行前に旧規則第八条の規定による貸付けの決定を受けた者(次項の規定によりなお従前の例によりこの規則の施行後に貸付けの決定を受け

た者を含む。)に対してこの規則の施行後に貸し付けられる農業改良資金に係る旧規則第九条から第二十条まで及び第二十三条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前にされた旧規則第八条の規定による貸付けの決定に係る申請であつて、この規則の施行の際、貸付けの決定をするかどうかの処分がされていないものについての知事の決定については、なお従前の例による。

(農業経済課金融共済室)

告 示

福島県告示第五百八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、山都町土地改良区から平成二十二年八月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年九月六日認可した。

平成二十二年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第五百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十二年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道二一八号	会津若松市明和町二八九番二地先から 同 市表町四九番三地先まで	平成二十二年九月 一四日

(道路計画課)

福島県告示第五百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十二年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二一八号	会津若松市明和町二八六番地先から 同 市表町一五番地先まで	平成二十二年九月 一四日

(道路計画課)

公 告

公告第三百三十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年九月十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年九月六日
- 二 名称
特定非営利活動法人キャリア・デザイナーズ
- 三 代表者の氏名
深谷 昇
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市安積町笹川字荒屋敷三番地の十六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、多くの人々が人間として心豊かで、個人の主体的なキャリア形成と職業生活の充実や人生を歩むプロセスにおいて直面する問題の解決を幅広く支援し、ひいては地域の雇用の安定に関する啓蒙活動や支援活動を通じ社会貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十二年九月十四日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称
西会津町土地改良区
退任した役員

役別 氏名 住所
監事 山内 亀八郎 耶麻郡西会津町野沢字古町甲一一一五番地

(農村計画課)

公告第三百三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、相馬市から相馬都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月十四日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第四号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第一項の規定により、次のとおり処分した。

平成二十二年九月十四日

福島県教育委員会

- 一 処分をされた者
身分名 福島県公立学校教員
現勤務所 福島県立いわき光洋高等学校
氏名 先崎 清
- 二 処分した日
平成二十二年九月十日
- 三 処分の内容
地方公務員法第二十八条第一項第三号の規定により分限処分として免職する。
- 四 その他
この処分の効力が発生した場合において支給することとなる退職手当(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十条第一項の規定による給付を含む。)は、福島県地方方法務局(福島市霞町一番四十六号)に供託する。

(学校経営支援課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第五号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二十六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十二年九月十四日

福島海区漁業調整委員会

会長 前 田 幸 徳

一 操業の承認

最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深百メートル以深の福島県の海域において、はえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数七トン未満とする。

三 操業期間

一に規定する海域における操業期間は、平成二十二年十月一日から平成二十三年三月三十一日までとする。

四 制限又は条件

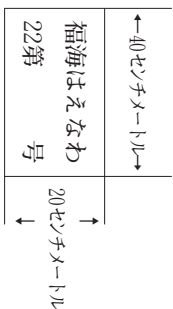
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

北緯三十七度十七分四十九秒以南の水深百メートルから水深三百メートルの福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。
六 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成二十二年十月一日から平成二十三年九月三十日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二十六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十二年九月十四日

福島海区漁業調整委員会

会長 前 田 幸 徳

福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）第四十五条の二第一号から第五号までに規定する区域においては、平成二十二年十月十五日から同年十一月十四日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。